⑺　配置予定監理技術者の確認　落札者決定後、ＣＯＲＩＮＳ等により配置予定の監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、申請書の差し替えは認められない。
⑻　専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある（詳細は入札説明書参照。）。
⑼　契約締結後の技術提案　契約締結後、受注者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。提案が適正と認められた場合には、設計図書を変更し、必要があると認められる場合には請負代金額の変更を行うものとする。詳細は特記仕様書等による。
　なお、入札時のＶＥ提案の範囲となっている提案事項については、契約締結後の技術提案の対象外とする。
⑽　手続における交渉の有無　無。
⑾　契約書作成の要否　要。
⑿　当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　無。
⒀　施工体制確認のためのヒアリング及びヒアリングに際して追加資料の提出を必要に応じて行う。
⒁　関連情報を入手するための照会窓口　上記４⑴に同じ。
⒂　一般競争参加資格の認定を受けていない者等の参加　上記２⑵に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記４⑶により申請書及び確認資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
⒃　本案件は、資料提出、入札を電子入札システムで行うものであり、対応についての詳細は入札説明書による。
⒄　詳細は入札説明書による。

6　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Hideo Tokuyama Director General of Tohoku Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
⑵　Classification of the services to be procured : 41
⑶　Subject matter of the contract : The construction work of road improvement for Iino Area, National highway No. 45
⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system : 4 : 00 P.M. 17 January 2012
⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 4 : 00 P.M. 2 March 2012 (tenders brought with 4 : 00 P.M. 2 March 2012 or submitted by mail 4 : 00 P.M. 2 March 2012)
⑹　Contact point for tender documentation : Tatsuya Suzuki, Contract Division, Tohoku Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, 9―15 Futsukamachi Aoba-ku, Sendai-shi, Miyagi-ken, 980―8602 Japan TEL 022―225―2171 ex. 2526

○第６号

１　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　仙台第１地方合同庁舎増築棟⑾電気設備工事（電子入札対象案件）
⑶　工事場所　宮城県仙台市青葉区本町３―３―１
⑷　建物概要
１）庁舎（増築棟）
　構造・階数　鉄骨造（一部鉄骨鉄筋コンクリート造）、地上16階・地下２階・塔屋２階、延べ面積35,760㎡
２）庁舎（既存棟）
　構造・階数　鉄骨鉄筋コンクリート造、地上９階・地下２階、延べ面積27,736㎡
⑸　工事内容　上記⑷の建物における電気設備工事を施工するものである。
１）庁舎（増築棟）
　工事種目　電灯設備、動力設備、雷保護設備、受変電設備、電力貯蔵設備、発電設備、構内情報通信網設備、構内交換設備、情報表示設備、映像・音響設備、拡声設備、誘導支援設備、テレビ共同受信設備、監視カメラ設備、防犯・入退室管理設備、駐車場管制設備、自動火災報知設備、中央監視制御設備　新設一式
２）庁舎（既存棟）
　工事種目　電灯設備、動力設備、受変電設備、構内交換設備、自動火災報知設備　改設一式
３）屋外
　工事種目　構内配電線路、構内通信線路　改設一式
⑹　工期　契約締結日の翌日から平成27年３月13日まで
⑺　使用する主要な資機材　変圧器（33kV　2,000kVA　３台）、直流電源装置（キュービクル式　400Ah　１台）、発電機（ガスタービン式　6,6kV　1,500kVA　２台）、自動火災報知装置（ＧＲ型受信機　1,400回線　１台）
⑻　工事実施形態
①　本工事は、入札時に施工方法等に関する技術提案（以下「技術提案」という。）を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する入札時ＶＥ（総合評価落札方式）の適用工事である。
②　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
③　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。
⑼　本工事は、資料の提出、入札等を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたい者は、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができるものとする。

２　競争参加資格
　次に掲げる⑴から⒀までの条件を満たしている者により構成されている特定建設工事共同企業体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（平成23年12月22日付け東北地方整備局長）に示すところにより東北地方整備局長（以下「局長」という。）から仙台第１地方合同庁舎増築棟⑾電気設備工事に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。）の認定を受けている者、又は次に掲げる⑴から⒀までの条件を満たしている単体有資格業者又は経常建設共同企業体（甲型）であること。
　なお、経常建設共同企業体（甲型）にあっては、全ての構成員が⑴及び⑻の要件を満たしていること。
⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
⑵　東北地方整備局における電気設備工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
⑶　東北地方整備局における電気設備工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、1,100点以上であること（上記⑵の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,100点以上であること。）。
⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
⑸　単体有資格業者にあっては、平成８年４月１日以降に、発注者から直接請け負った者（以下、「元請け」という。）として完成・引き渡しが完了した、次の㋐から㋓までの全ての要件を満たす建物の電気設備工事の新設をした施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。ただし、次の㋓工事種目の「電灯設備」及び「自動火災報知設備」については同一工事でなくともよい。なお、建築一式工事における施工実績は含まない。